

## 令和4年第10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年10月6日（木）13時32分から14時04分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員（17名）

会長	19番 原 心一					
会長職務代理	2番 山崎 彰	3番 小松 和啓				
委員	1番 山内 茂	5番 堤 昭雄	4番 藤原 新市			
	8番 西村 広幸	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣			
	11番 竹平 豊久	12番 西岡 久	13番 森田 良彦			
	14番 上島 陽子	15番 五百蔵 純太	16番 門脇 義人			
	17番 岡田 修一	18番 宗石 大輔				

4. 欠席委員（2名）

6番 竹村 純吉 7番 三谷 富重

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号 非農地証明願いについて  
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について  
第4号 農地法第4条の規定による届出について（報告）  
第5号 農地法第5条の規定による届出について（報告）  
第6号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）  
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 進  
事務局次長 岡村 昭彦  
事務局係長 川村 周作  
事務局主幹 高月 陽生  
農地主事 森本 宏  
農地係長 沖 好子

7. 会議の概要

事務局

開会（13時32分）

それでは、定例会に移りたいと思いますが、まず最初に資料の確認をお願いしたいと思います。まず農業委員会議案書、それから写真の資料、それから利用権設定等申出書、最後になりますが、農地法第3条の調査書になってます。無い方は、大丈夫ですかね。

それでは、ただ今から、令和4年第10回農業委員会総会を開催します。

香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。随分こう涼しくなってきてですね、いい季節になってきたかなあと思います。今日こっちへ来る道中でもですね、香北の方の稻刈り

も、もうほとんどが終わりかけてですね。それぞれ皆さん方お忙しい中でご出席いただきまして有難うございます。私事でお断りですが、先般農業委員会便りの役員会を開催をしておりましたところが、私がちょうど自分でですね、勝手にひいとい日を間違うちよりまして欠席をさせていただきました。まことに申し訳ございません。その時の編集員のですね、文章をいただいておりますので、また後でご報告をさせていただかなかいかんというふうに思ってますし、また市長との懇談会も予定をしておりますが、11月に開催ができるような運びになります。市長は農業委員会の皆様とご挨拶もさせてもらつてませんので、今日もですね、定例会があるからという話もしましたけれども、ちょっと公務、別の公務があつてですね、出席が出来ないというふうなことで。まだ皆さん方に、ただ1回もまだご挨拶させてもらつておりませんが、また会える機会があると思いますし、また11月の市長との懇談会にですね、皆さん方のご意見をいただくような予定もしてますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

先般ですね、県の農業会議の中でですね、農業水産省では農業委員会の農地や農業者の情報を管理する農業委員会サポートシステム他組織等が管理をする農地関連情報に加え、農地情報を一元化に管理できる、農林水産省地理情報共通管理システム、通称 eMAFF 地図を、整備を行っています。この農地や農業者等の情報を基に市町村では地域での話し合いを通じて、将来を目指す農地利用の姿を明確にする地域計画の策定を来年4月から令和6年度の末までに行うこととなつてます。今までやってきた人・農地プランというふうなもの変わつていくか、それをそのまま踏襲するかわかりませんが、そういう計画があります。この地域計画の作成にあたりまして、農業委員会では農業者、経営以降等の踏まえた、将来の地域を、農地の利用状況を示す目標指標の素案の作成をすることになります。その目標指標を完成させ、地域計画を策定し、現実化するために地域の関係機関、団体の皆さんと連携、協力をを行いながら取り組まなければ将来の農地、担い手を守り、育てていくために地域計画の策定はできないと思いますので皆さん、本日ご出席の皆さん、それぞれ組織の機能を發揮していただき地域計画の策定に尽力をいただきお願ひを申し上げたいというふうな、この間そういう話がありました。たぶんそんなことも踏まえてですね、職員の、1名追加というふうなことも考え頂いたというふうに思つてますので、高月さん、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。一言ご挨拶させていただきます。

それでは本題へ入つていきたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

本日はですね、議案書の訂正はございません議事録署名人は西岡委員、森田委員を指名をしますので、よろしくお願ひを致します。

欠席届けが竹村委員と三谷委員から出ております。以上で会に入りたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

それでは議題に沿いまして議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いしたいと思います

## 事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐野字モリヤシキ1047番2、地目は田、面積は632m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は16,188.74m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり246,587円で総額155,843円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐野字モリヤシキ1046番2、地目は畑、面積は787m<sup>2</sup>、外6筆、計7筆で合計面積4,672.96m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は16,188.74m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2、10a当たり246,587円で総額1,164,157円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町日浦込字岸ノ下85番、

地目は田、面積は85m<sup>2</sup>、外7筆、計8筆で合計面積5,115m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由はその他(新規就農)、資料は3、10a当たり500,000円で総額2,500,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町清爪字伊野田261番1、地目は田、面積は683m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,360.29m<sup>2</sup>、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は4、10a当たり300,000円で総額204,900円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上、議案第1号につきまして説明がありましたので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

ごめん、資料の2-6の写真で何かこの、木が切り倒してそのままになっちゃうようなところがあるけれども、これらあはこれから先どういうふうに耕作していくかじやいうことは出でますか。

事務局 事務局ですけど、補足説明します。この木は片づけてですね、ここ農地になつてますので、しきみ、榦をですね、ちょっと植えるようになつちゅうので適正な、適地だと思いますので、しきみ、榦を植えていくということで、次買う方から聞いてます。

議長 はい、了解です。皆さん方、他に何かご質問はありませんか。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町松本字南新籠180番、地目は田、面積は568m<sup>2</sup>、外3筆、計4筆で合計面積666m<sup>2</sup>、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「南海大震災以前より、居宅として使用。その後リフォーム、増築を繰り返し(S52, S55, H2) 現在に至る。」調査員は岡田委員で資料は5です。以上です。

議長 すいません、補足説明を岡田委員にお願いします。

委員(17番) はい、これは松本の部落の [ ]さんにも聞いたんですけど、何にも問題は無かったということで、それと隣接地の同意も得ていますので問題は無いと思いますけど。

議長	はい、有難うございます。 すいません、議案第2号につきまして質疑を行いたいと思いますが、皆さん方何かご質問はありませんかね。
	転用する場合にはですね、農家じゃない人については500m <sup>2</sup> まで、農家住宅を含めて、倉庫を含んだりする場合には1,000 m <sup>2</sup> まで転用が出来るわけですが、現在これは666 m <sup>2</sup> になってますけども、今度農家の人が転用してここに家を建てるとかいうことになればですね、666 m <sup>2</sup> でもOKですが、その農家じゃない人が転用する場合についてはちょっと規制が出てくるかもわからんけども、今回の分には格段問題無いと思いますので、そういうことでさせていただきます。何かご質問はありませんか。
議長	——質疑なし—— 格段無いようですので、議案第2号につきましても採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。
	——異議なし——
議長	はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
	——全員挙手——
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 それでは議案第3号農地法第18条第6項解約通知報告について説明をお願いします。
事務局	報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。 1番、申請地は上佐山田町字新野2326番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,503 m <sup>2</sup> 、貸人及び借人は議案書のとおり、解約申入日、成立日共に令和3年10月31日、引渡日は令和3年12月31日、解約理由は病気などで労力不足のためです。以上です。
議長	議案第3号の報告がありました。質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。
	——質疑なし——
議長	格段無いようですので、この件についてはですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。 それでは議案第4号農地法第4条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。
事務局	報告第4号 農地法第4条届出報告について説明します。  1番、申請地は上佐山田町百石町二丁目126番1、地目は畠、面積は120 m <sup>2</sup> 、外2筆、計3筆で合計面積447 m <sup>2</sup> 、申請者は議案書のとおり、転用目的は香美市消防本部自家用給油施設用地、資料は6で、調査員は事務局川村です。 以上です。
議長	議案第4号につきまして報告がありましたが、質疑を行いたいと思います。 ご質問がある方は挙手を、はい、西村君。

- 委員（8番） すいません、地番の129-2という細長いけど、129-2、11m<sup>2</sup>となつてますけど、これは何、水路ですか、普通の土地ですか。
- 事務局 補足説明します。すいません、資料の6-2で見たら見にくいくらいで、反対側の北側から撮つたら、これは水路じゃなくて農地ですので農地になります。
- 委員（8番） 資料の6-1の平面図ですけど、JAの上佐香美の出荷場の南から、西からの南、ずっと杉田ダムの土地改良区の水路がきちゅうですけど、それじゃない、いながらの土地ですね。
- 事務局 はい、水路ではありません。写真の撮り方がちょっと撮りずらかって、農地でありますので水路では無いです。
- 議長 私も心配をするところですが、杉田ダム土地改良区の用水路が、ここ私は詳しく知りませんけども、ボツボツ古町の中にも入り込んできちゅうけれども、買い上げて分筆をして杉田ダム土地改良区の名義になっちゃあせんところがあるがよね。
- 委員（8番） 法務局には出してないところがどっさりあるわけですわ。買い上げちゅうけど、その法務局へ登記をして登記をしては出してないところがどっさりありますので、そういうところがここも農協の南も水路ずっと、くいしんぼの北も水路ずっと通つてます。前は南へ付いちゃつたんですけど、それを消防が訓練の時に杉田ダムの水を使つて問題になつて、そういう関係でここへずっと水路が来ちゅうかなあと思って、まあ南へも来ちゅうですけど。
- 議長 私らあも自分の地域の中でですね、昔、大雨が降つた時にその水路へ流れ込んで、その辺が溢れるというふうなことで、コンクリの、そのセメントを割つてですね、排水をせなあいかんということでそんなことも協議をしたことあります。ただそれはもう一瞬やきね。今すんぐに壊して水を掃かすのか。もうちょっと待つて壊さんずつどこかへでも。関係ない人はなかなか判断せられなあね。その頃にも問題があつてね、昔からこんな問題は大変な問題になるなあと。話聞きよつたら名義が地主に、元々の地主の人の土地をそんなにしちゅうけど、分筆してない、そのままで、地主さんはそのままと、地主さんの中には、もう水はいらんき言うてその水路を埋めてよね、それで出入りをするために自分んくの家の方に出入りしたり、田へ出入りしたりするときに橋にせんずつ埋め立てちゅう人らあもおるがよ。その下流域の人はほんならどうするろうと思うけれども、そこまでよくわかりません。ただ今度の場合らあにこれを市が買い上げた場合には、市であつたら、その水路として残してくれと言つたら、してくれるかもわからんけれども、個人やつたらなかなかいかなあね。これも私が買うちゅうということになると。水路は自分のものやき、自分が水路として用をなさんようにするのか、下流域の人のことを考えてこれは水路として残さなあいかんのか、判断がなかなか難しい。こんな問題がたくさんあるわけですから、市であるし、これが水路で無いということであれば問題は無いと思いますので、ただひとつ資料6-2の赤丸の①、右の上、この129-2の、この点々点々しちゅうけど、何かこう、これを見ると人のんくの土地の分へしるしが入つちゅうに思うけど、左の下の航空写真で見ると敷地の内になつちゅうけど、このほら、
- 委員（8番） 消防署の敷地になつちよらあね。

議長	これ消防署の敷地かえ。
委員(8番)	そう
議長	<p>現在の消防署の敷地か。それなら問題ないわね。消防はですね、各市、市町村の消防署。災害があつた時、停電になって、ガソリンスタンドで燃料を入れるのに燃料が供給できないということで、それぞれ自分くの消防の隣、近いところで自分ところの消防車に入れる、燃料を確保せなあいかんということでこういうなところだいぶ作りやうね。香南はすぐ西側にあったクボタの農機あそこが全部駐車場になっちゅう。香美市もちようど隣に隣地にこういうものがあるですね、設置をすることになれば分団も燃料がのうなった時はここへ入れに来れるろうし、災害があつて電気がこいでもよね、たぶん自家発電作って、供給ができるような設備がどうしてもいるろうし、災害が長期化するとどうしても燃料をどつかで調達せなあいかんのですね、業者が調達が出来んかったら、自前で持つというふうなことで整備をしゅうというふうに思います。</p> <p>現在はですね、香美市の所有になっております。さっき言いよつた129-2、分筆してまして1と2に分かれちよつて1は香美市の所有になります。航空写真の線で塗った部分、126-1、128-1、129-2すべて香美市の所有になっております。そういう説明で皆さん方がご承知いただけると思うのですが、何か他に質問はありませんか。</p>
	——質疑なし——
議長	<p>格段無いようですので、この件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。</p> <p>議案第5号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。</p> <p>1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字新町丸453番1、地目は田、面積は140m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造鋼板葺2階建住宅1棟、資料は7で調査員は事務局川村です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上、議案第5号につきまして説明がありましたが、この件につきまして皆さん方より質疑を受けたいと思いますが、何かありませんかね。</p> <p>ここも市街化区域内にですね、一般個人住宅を建てるということになっておるところであります。地目、登記簿地目が田になつてですね、現況が宅地ということですが、市外化区域内でありますので報告のみですが、格段ご質問ありませんか。</p>
	——質疑なし——
議長	<p>格段無いようですので議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告についても報告のみとさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての質問であります が、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。</p> <p>まずは、農業公社による中間管理事業になります。</p> <p>1番、香北町清川の農地、1,796m<sup>2</sup>を[ ]の[ ]さんから高知県農業公社が</p>

借り受けます。このあと、■■■の■■■さんが借り受け、柚子を栽培します。  
賃貸借権で、期間は15年です。

2番、香北町清爪の農地2筆、合計3,026m<sup>2</sup>を■■■の■■■さんから高知県農業公社が借り受けます。このあと、1番と同じ■■■さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で、期間は15年です。

3番、香北町清爪の農地、2,087m<sup>2</sup>を■■■の■■■さんから高知県農業公社が借り受けます。このあと、1番、2番と同じ■■■さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で、期間は15年です。

続いて、通常の貸借権になります。

4番、再設定で、土佐山田町中野の農地、1,123m<sup>2</sup>を■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

5番も再設定で、土佐山田町林川の農地、424m<sup>2</sup>を■■■の■■■さんが借り受け、水稻、野菜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

6番も再設定で、土佐山田町本村の農地、969m<sup>2</sup>を■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は3年です。以上です。

議長 説明がありましたが、関係をする■■■さんが出席をしちりますので退席をしていただきまして。

#### -----■■■委員退席-----

議長 申請番号4番から先にですね、ご質問を受けたいと思いますので、何かありますかね。

#### -----質 疑 な し -----

議長 格段無いようですね、また再設定ですね、■■■さんの方から何も出てきてないというふうに思いますのでご承認をいただける方は举手をお願いを致します。

#### -----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。

■■■、すいません、承認を受けましたのでまたよろしくお願ひをしたいと思います。

それではすべての案件につきましてですね、皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、格段ありませんかね。すいません、何かありませんか。

#### -----質 疑 な し -----

議長 格段無いようですね、採決に入つて行きたいと思います。それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

#### -----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

その他の件ですが、あとですね、推進委員さんの話し合いの中のその件の中でその他の件についてはすべて括で行いたいと思いますのでここで少し小休をしたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

閉会（14時04分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原心一

署名人 森田久

署名人 森田良彦